

第1回府中市立南保育所移管先法人候補者選定委員会 議事録

- ▽ 日時 平成28年5月21日(土)午後1時30分から午後4時
- ▽ 会場 府中駅北第2庁舎3階第1会議室
- ▽ 出席者
- 委員 委員長1名、副委員長1名ほか委員4名(6名)
 - 事務局 遠藤子ども家庭部長、柳下保育支援課長、二村保育支援課長補佐兼待機児解消・保育行政改革担当副主幹、長嶋保育支援課管理係長、塚本保育支援課支援計画係長、須田保育支援課認定給付係長、小池保育支援課南保育所長、加瀬保育支援課支援計画係主任、神田保育支援課支援計画係主任、遠藤保育支援課支援計画係事務職員、高橋保育支援課支援計画係事務職員(11名)
- ▽ 欠席者
- 委員 なし

(開会)

○事務局

第1回府中市立南保育所移管先法人候補者選定委員会を開催させていただきたいと存じます。私は、子ども家庭部保育支援課長補佐の二村と申します。委員長さんが決まりますまで、議事進行を務めさせていただきたいと思っております。

本日の会議ですけれども、「府中市立南保育所移管先法人候補者選定委員会の設置等に関する規則」第6条第2項の規定により、出席委員が定足数の過半数に達しておりますので、本日有効に成立しております。

本日の会議につきましては、おおよそ2時間程度を予定しておりますので、ご承知おきください。

この会議の開催に当たりまして、事務局のほうから皆様をお願いさせていただきたいことがございます。本日の会議は、議事録を作成する関係から、マイクを使用させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、この選定委員会につきましては、自由闊達な意見交換を期待していることのほか、意思決定の中立性が求められることなどから、選定委員会及び、その審査内容については、原則非公開とさせていただきたいと考えております。

なお、南保育所の保護者の皆様に公開できる情報につきましては、事務局のほうから適宜、保護者の皆様にお知らせさせていただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、委員の匿名性のほか、配付資料や審議内容の取り扱いに十分、ご配慮くださいますようご協力をお願いいたします。

続きまして、本日配付させていただいております資料でございますけれども、事前に委員の皆様にご送らせていただきました資料と、本日お配りさせていただいております資料がございますけれども、ご準備いただければと存じます。

事前にお配りさせていただいた資料については、本日皆様お持ちでしょうか。

それでは、資料のほうの確認をさせていただきたいと存じます。

*** 資料確認 ***

それでは、お手元の次第に基づきまして進めさせていただきたいと思っております。

(次第1 委嘱状の伝達)

まず次第の1、委嘱状の伝達でございます。委嘱状につきましては、本来であれば、市長のほうから委員の皆様お一人お一人にお渡しさせていただくところですが、時間の関係もございますので、事前に皆様の前に委嘱状を置かせていただいております。これをもちまして、委嘱状の伝達にかえさせていただきたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に次第の2、部長挨拶に移らせていただきたいと思います。選定委員会の開催に当たりまして、本来であれば委嘱させていただきます府中市長のほうからご挨拶申し上げるところでございますけれども、大変恐縮ですが、他の公務により欠席しておりますので、子ども家庭部長の遠藤のほうからご挨拶させていただきたいと存じます。

(次第2 部長あいさつ)

○子ども家庭部長

皆さんこんにちは。府中市の子ども家庭部長の遠藤でございます。このたび皆様には、「府中市立南保育所移管先法人候補者選定委員会委員」をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。また、本日はご多忙の中、本当に行楽日和のお天気のいい土曜日なんですけれども、そのような開催にもかかわらずご出席を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本市では、多様化し増加する保育、子育て支援に関する市民ニーズや、将来を見据えた市立保育所の重点強化すべき機能に取り組む必要性など、保育・子育て支援行政を取り巻く諸課題に対応するため、平成26年1月に策定した今後の保育行政のあり方に関する基本方針に基づき、市立保育所の再編を進めているところでございます。

このたび、その再編の一つであります平成30年4月1日に予定しております市立南保育所における民間活力導入、民間移管の実施に向け、本市にかわって保育所の管理運営を引き継ぐこととなる社会福祉法人を募集する運びとなりました。

委員の皆様にはご多用のところ、大変恐縮ではございますが、この本選定委員会におきましては本年12月までの間に、合計6回程度の開催を今後予定しておりまして、設置運営事業候補者の募集に応募のあった候補者の選定について、調査・審議していただくこととなります。

皆様にはぜひとも専門的な見地から、あるいは保護者の立場から、さまざまな視点により忌憚のない活発なご議論、ご審議を賜りますようお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(次第3 委員・事務局紹介)

○事務局

ありがとうございました。それでは、続きまして、次第の3、委員・事務局紹介でございます。配付資料の1をご覧ください。名簿につきましては、選出区分及び所属団体等別で氏名の50音順で作成させていただいております。

本日は第1回目の選定委員会の日となりますので、恐縮ですが、名簿の順に自己紹介をお願いできればと存じます。恐れ入りますが、名簿の順で〇〇委員からお願いできればと存じます。

*** 委員自己紹介 ***

○事務局

皆様ありがとうございました。

続きまして、事務局からご挨拶させていただきたいと思います。裏面をご覧ください。

*** 事務局（職員）自己紹介 ***

以上の職員で担当させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（次第4 委員長及び副委員長の選出）

○事務局

それでは、続きまして、次第の4、委員長及び副委員長の選出でございます。「府中市立南保育所移管先法人候補者選定委員会の設置等に関する規則」第5条により、委員の互選となっておりますが、いかがでございましょうか。

（「事務局のお考えは何かありますでしょうか」と呼ぶ者あり）

ただいま〇〇委員のほうから、事務局の考えはということでしたけれども、事務局に一任していただくということよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

恐れ入ります。それでは、事務局の案といたしまして、〇〇委員に委員長をお願いできればという考えでございます。また、〇〇委員に副委員長をお願いしたいと考えてございますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、大変恐れ入りますけれども、〇〇委員に委員長を、それから〇〇委員に副委員長をお願いさせていただきたいと存じます。恐縮でございますけれども、委員長、副委員長から一言いただければと存じます。

*** 委員長・副委員長あいさつ ***

（次第5 諮問）

○事務局

それでは、続きまして、次第の5、諮問でございます。委員長、副委員長さんが決定いたしましたので、子ども家庭部長から委員長に諮問書を伝達させていただきたいと存じます。

○子ども家庭部長

府中市立南保育所移管先法人候補者選定委員会委員長、〇〇様、府中市立南保育所の移管先法人の候補者の選定について諮問いたします。

次の事項について諮問しますので、府中市立南保育所移管先法人候補者選定委員会において調査審議し、答申してください。

- 1、諮問事項、府中市立南保育所の移管先法人候補者の選定に関すること。
- 2、諮問趣旨、本市では多様化し、増加する保育、子育て支援に関する市民ニーズに

対応するため、平成24年度に一部の市立保育所に民間活力の導入を行うことを決定し、平成26年度には市立南保育所を民間移管の対象施設として決定、公表するに至っています。

今般、平成30年4月に予定する市立南保育所の民間移管に向けた具体的な取り組みに着手することに伴い、平成25年度に策定した市立南保育所への民間活力導入におけるガイドラインを踏まえ、本市にかわって保育所の運営管理を引き継ぐ移管先法人候補者を募集することといたしましたので、当該募集に応募のあった移管先法人候補者の選定に関する事項について諮問するものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

こちらの諮問内容につきましては、資料3としまして、お手元の資料にも配付させていただいておりますので、ご参照いただければと存じます。

それでは、以降の進行につきましては、委員長のほうからお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○委員長

それでは、まず今の部長さんのほうからありました諮問のことについて確認をしたいと思っておりますが、今、諮問事項でご説明いただいたわけですが、そのことについて、何かご質問等ありますでしょうか。基本的には、府中市立南保育所の移管先法人の候補者の選定に関するということですが、本委員会の義務なわけですけれども、そういう形の説明がありました。

また、諮問の趣旨も部長さんのほうからお話がありましたけれどもよろしいでしょうか。

(次第6 議題 (1) 選定委員会の開催日程について)

○委員長

この件については、質問がないようですので、議題の(1)選定委員会の開催日程についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、事務局からご説明させていただきたいと存じます。資料の4をご覧ください。

選定委員会の開催日程についてということで、第1回から第6回までの予定を記載させていただきます。

第1回目につきましては、本日5月21日でございますけれども募集要項(案)についてなどをご審議いただく形となっております。

それから、第2回については、6月11日を予定してございます。こちらは選定方法及び選定基準(案)につきましては、ご審議いただく予定でございます。

こちらが終わりました後、6月中旬から9月中旬に設置運営事業候補者を募集いたしまして、第3回といたしまして10月1日、応募の状況についてご報告をさせていただきます。

続いて、第4回は、10月下旬ごろを予定しております。審査通過者の決定、それを踏まえまして、11月の上旬から中旬に実地調査を行っていただく予定でございます。

第5回につきましては、11月下旬ごろ二次審査ということで事業提案者説明、面接を行う予定となっております。

最終的に第6回、12月中旬から下旬を予定してございますけれども、こちらで移管先法人候補者を決定する形となり、それを受けて答申書（案）を作成していただくという流れを予定してございます。

以上でございます。

○委員長

今、資料4ということで、選定委員会の開催日程についてご説明がありました。この件について、何かご不明な点、ありますでしょうか。12月の後半まで会を開催していくという予定なわけですけど、何かございますでしょうか。〇〇委員さん、お願いします。

○委員

10月下旬以降の第4回、5回、6回は、まだ具体的な日程が決まっていないですけども、これは会場の関係とかで今は決められないということですか。それともあらかじめ決められるものなのですか。

○委員長

その辺について、ご説明をいただければと思いますが。

○事務局

現在、委員のおっしゃるとおり、会場等の調整がありまして、できれば第2回の委員会でお示しできればと考えておりますが、まだ未確定なもので、資料としてはそのような形になっております。

○委員

6月でも別にいいですけど、なるべく早目に決めていただいたほうが、私たち父母の立場で来ていますけれども、日曜日は余り仕事のほうはないですけど、土曜日は仕事が入ることもありますので、なるべく早目にお示しいただきたいです。

○事務局

決まり次第、早目にお知らせいたします。よろしく申し上げます。

○委員長

ありがとうございます。というところで、まだ細かく決まっていない、4回、5回あたりのところも含めまして、週末等にご予定を組まれるということになりますので、場合によっては、いろいろとあるのかもしれませんが、できるだけ早く決めていただくということを委員会としても要望したいと思います。

（次第6 議題（2）市立保育所への民間活力導入におけるガイドラインについて）

○委員長

議題の2番目になりますが、市立保育所への民間活力導入におけるガイドラインにつ

いてということで、事務局から、ご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、ご説明させていただきます。

資料5—1、市立保育所への民間活力導入におけるガイドラインについてをご覧いただければと存じます。ここからは、担当からご説明させていただきたいと存じます。

○事務局

では、説明者かわりまして、担当の支援計画係長の塚本と申します。資料の5—1をご説明申しあげます。資料の1枚目の下段です。右下、2ページ目の表記があるページです。こちらをご覧ください。

まず、市立保育所への民間活力導入におけるガイドラインとは何ぞやというところですが、1の策定趣旨等に記載のあるとおり、本市が民間活力の導入、いわゆる民営化や民間移管を進めるに当たり、その基本的な事項、ルール決めを行うために策定をしたものです。

民営化・民間移管の透明性であったり、保育所運営の継続性を確保するため、約3年前の平成25年8月に策定しております。

このガイドラインは、市のホームページのほか、市内の図書館などにおいても公表しておりまして、策定趣旨の2つ目の黒丸以下に記載があるとおり、市が民営化、民間移管を行う際の本市の要求水準というものが明確となるため、この市の取り組み予定、例えば南保育所ですと平成30年4月の民間移管の予定にあわせて、事業者側にとってもある程度の事前準備が行えるというようなメリットがあるものと考えております。

次に、このガイドラインの策定経過でございますが、資料2の策定経過に記載のとおり、パブリックコメントや市民参加の検討協議会による審議において、さまざまな立場、視点による検討を経て、策定に至っております。

次に、ガイドラインの内容でございますが、お手元の資料、事前配付資料5—2、こちらをご覧くださいと思えます。

資料の5—2の1ページ目でございますが、こちらがガイドラインとなっております。1から4、これは事業者を募集するまでの諸条件を定めたものとなっております。1は趣旨、2は民営化の手法、財産の取扱方針、また事業者の応募資格の条件を定めておるもので、3と4は、対象施設の決定方法と決定時期などを定めております。

なお、今回の南保育所の民営化対象施設の決定や公表については、平成26年度時点で行っておりまして、民営化の実施予定時期が平成30年4月となっておりますので、約4年間の準備移行期間を設けております。

ガイドラインの規定では、最短でも2年間は準備期間を確保しなければいけないこととなりますが、この規定を上回る準備期間を確保しています。

次に、2ページ目、4ページ目にかけて事業者の選定という項目になっております。まず、こちらの2ページの5の(1)募集方法については、先ほどの資料4で申しあげたとおり、6月の中旬から現在、9月の中旬を目途に募集を行うことを予定しております。こちらではおおむね3か月期間は確保できるものと考えております。

次に、5の(2)募集条件でございますが、この後、説明を予定しております募集要項(案)の核となる諸条件を定めたものがございます。内容といたしましては、アの基本的条件、これは民間移管に伴いまして、急激な保育方針や保育内容、あとは保護者の費用負担であるとか、そういったものについて、大幅に変更が生じないようにするため

に、私どもが設けさせていただいた規定となっております。

続いて、イの職員配置等の条件、2ページ目の一番下のほうです。施設長、主任保育士のほか、各クラス担当保育士の数、職員数や必要な経験年数などを定めております。

また、現在、市立南保育所に勤務する朝夕パートなどがいますけど、パート保育士などの雇用の努力義務の規定などもこちらのほうには定めております。

続きまして、3ページ目です。ウの引き継ぎ・合同保育の規定から、力のその他まででございますが、この選定委員会による事業審査において選定を受けた事業者が遵守すべき基本的な条件となっております。

次に、(3)選定方法でございますが、まさに事業者の選定方法を定めたもので、当該選定委員会の委員の構成や審査方法のほか、事業者の決定や公表に至るまでの流れを定めたものでございます。

続きまして、4ページ目でございますが、6の事業者決定から民間移行までの対応でございますが、民間移管を予定する平成30年4月までに、本市の選定を受けた事業候補者が取り組むべき事項を定めたものでございまして、大別して3つ、一つ目は保護者参加の三者協議会の設置であったり、(2)保育内容の引き継ぎ、これは南保育所では平成29年4月から1年かけて施設長や主任保育士の予定者が中心になって引き継ぎを行うことを予定しているほか、平成30年1月から3月末日までを予定して、事業候補者側の保育士がクラスに入りまして、今いる公立保育所の保育士と合同に保育を行うようなこと、いわゆる合同保育、こちらが(3)の合同保育の実施と言われるものですが、平成30年4月まで、何をしなければいけないのかというものを規定したものになっております。

そして、最後に4ページ目の下から5行、5ページ目にかけての7の民間移行後の対応でございますが、民間移管が完了する平成30年4月1日以降において、本市と事業者として決定を受けた事業候補者が取り組むべき事項を定めたものとしておりまして、内容としては、先ほど申しあげた本市、保護者、事業者で構成する三者協議会の継続であったり、市による確認、点検、また第三者評価の実施を要請するものとなっております。

以上が、雑駁ではございますが、ガイドラインの概要となっております。

続きまして大変恐縮ですが、資料5—1、3ページ目、4ページ目をご覧ください。

資料5—1の3ページ、4ページ、5ページ、6ページ目、こちらは今ご説明申しあげましたガイドラインと、これからご説明申しあげます公募要項(案)との関連性をまとめた資料となっております。

公募要項(案)については、ガイドラインの規定を横引きしながら策定しておりますので、本日は時間に限りもありますので、詳細な説明は割愛させていただきますが、この資料の3ページ、例えば3ページであれば、左側がガイドラインの規定、右側が公募要項(案)として資料を作成しております。

一例を申しあげます。例えばガイドラインの2の民間移行の方法であればガイドラインの2の(1)の線が募集要項(案)資料6—1に伸びていきまして、6の民間移管に伴う財産の引継方法という記載がありますが、こういったところに落とし込まれるような形で関係性を図示したものとなっているチャート図になります。戻りまして、資料5—1の3ページから6ページ目はこのような形で記載をさせていただいておるものでございます。

以上が資料5—1、市立保育所への民間活力導入におけるガイドラインについて及び資料5—2の説明となります。

○委員長

ただいま資料5—1、それから5—2、民間活力導入におけるガイドラインについての関連性の整理と実際のガイドラインの内容ということでご説明をいただきましたが、質問したいということがあればお願いしたい。

○副委員長

一応考え方の整理もしたく発言させていただきます。府中市保育検討協議会で検討した今後の保育行政のあり方に関する基本方針があり、そこからこのガイドラインを引っ張ってきて、そこから募集要項に落としたという流れですよね。ですから、大もとは、府中市保育検討協議会で皆さんと議論させていただいたあの骨子があり、この募集要項になっていると理解していいですね。

保護者の方々が、多分、いきなりこの書類を目の前にされると、戸惑われるかと思えますし、私も戸惑いましたので、確認させていただきましたが、よろしいですか。

○委員長

今の件はよろしいですか。もし何か今のことであれば。

○事務局

副委員長のおっしゃるとおり、平成24年度に設置した府中市保育検討協議会というところで、このガイドラインの内容についても検討、審議をいただきました。

また、併せてパブリックコメントを実施しておりまして、非常に多くの市民の意見をいただきました。このガイドラインは100名近くの保護者を含めた市民や事業者を含めた関係者からパブリックコメントが寄せられて、200件近くの意見が提出されました。恐らくは府中市のパブリックコメント史上で一、二位の意見数となっているものと記憶しております。それぐらいのご意見をいただきながら、それをまた検討協議会にご確認いただいて、慎重に定めていったものでございます。

○委員長

ほかに何かご質問等。

○委員

資料5—2のガイドライン、今回の民営化の事業者の選定に当たっては、このガイドラインにのっとった形で決めていくという形になるんですよね。

○事務局

今回、このガイドラインが核となり、ベースとして、この後、ご説明をさせていただく募集要項案を作成しておりますので、皆さんのご了解も得てでき上がれば、それで進めていく形となります。

○委員

実は、パブリックコメントに何も意見していないですけれども、こういう立場になりましたので、ガイドライン、拝見させていただきました。1点気になる場所というのは、例えば5の(2)のオというのは、三者協議会というのがあって、その中のメンバ

一として保護者の代表というのがありまして、その後の力のところで、(イ)ということで、募集条件の変更の話がただし書きで書いてありますけれども、条件の変更等について三者協議会において保護者の同意が得られた場合は、この限りでないというのが書いてありますけれども、例えばこれは、市のほうである程度定めた基準よりも、もしかすると、預ける側の条件としては悪くなる可能性も秘めているということですか。

何かデメリットがあるような変更を意味しているのかなというふうに思ったんですけど、その点が一つ気になりました。

その可能性が別にあっても構わないですけども、そもそも良好な認可保育所の運営実績があるというのと、矛盾してしまっただけではないのかなと思います。

あとは、それに当たって、保護者の同意というのが、代表者1人とか2人なのかかわからないんですけど、そういうことなのか。それともその園の保護者に1回話してもらってということなのか。そこらの手続がよくわからなかったのも、それは別途定められているのかどうか、そのあたりをお聞きします。

○委員長

今のご質問、三者協議会の位置づけみたいなことだと思いますが、事務局のほうでご説明があれば、お願いしたいんですけど。

○事務局

ガイドラインを作成したときのコンセプトとしては、基本的には今ある市立南保育所を、今のスタイルのまま引き継いでほしいという狙いを持って定めております。

何かというと、例えば67名という定員を100名にしますということではなくて、まず67名でやってください。それ以外の保育サービスについてもそうです。

例えば定員増というのは、片方で見れば、待機児解消であったり、兄弟姉妹の同所入所の可能性を高めるものでございますが、他方で、もし今の保育室面積が変わらないのであれば、児童の処遇にかかわってくることを懸念される方もいるかも知れません。1つの変更が見方を変えれば、両面を抱えているという難しさがあるものと考えております。

私どもとしては、基本的には改善ですとか、今より良くなるための変更を想定しておりますが、例えば、先ほどの定員増であれば、考え方や立つ視点により両面を併せもつ事項も多くあろうかと思っておりますので、そういった場合は、三者協議会で諮って決めていきたいということでございます。

諮った場合の、その流れというところですが、保護者の同意、例えば保護者の同意というところのとり方は、そこは全ての人が賛成としなければ進められないものなのか、例えば半数とするのか、この辺は、横浜市などは予め決めているそうですが、この点については、他市の事例も参考にして、それこそ三者協議会で話し合ってもいいような内容なのかと現状で考えております。

○委員長

よろしいですか。

○委員

はい。

○委員長

ほかにこの5—1、5—2に関していかがでしょうか。基本的には、パブリックコメントをしながら、平成25年8月にこれが策定されたということで、それに基づいてやっていく。実際の選考のプロセスの中で、こういうことはちゃんと配慮しているだろうかというところを、まさに議論していく扱いなのではないかというふうに、私としては聞いておりましたので、一応こういうガイドラインに基づきながら、よくしていくためにどうしたらいいかというところで、肉づけしていくという捉え方でいいのではないかなと思いますが、よろしいですか。

そしたら、この議題につきましては、現段階ではいいということで、またもしありましたら、引き続きお願いいたします。

(次第6 議題 (3) 設置運営事業候補者募集要項(案)について)

○委員長

それでは、次の議題、募集要項(案)について、ご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、設置運営事業候補者募集要項(案)について、資料の6—1、資料6—2、要項(案)資料集、また資料6—3、募集要項(案)様式集、この3つをもとに説明を進めさせていただきたいと思います。

まず、資料6—1の募集要項(案)でございますが、1ページ目をご覧ください。まず1ページ目の1でございますが、募集の趣旨を定めたものでございます。

続いて、2は対象施設の概要となります。ここで、施設の概要で、一番この表の下の枠の行、施設詳細情報、別添資料A1とありますが、資料の見方なんです、この別添資料A1となったときに、資料6—2、資料集と言われるもののA1ですので、2ページ目をご覧ください。1が対象施設の概要、2が建物の概要、以下3敷地の概要です。

3ページ目に移りまして、4が定員の構成、まだこれは集計中のデータもあって、次の5の入所児童の状況、こちらはまだ〇印ということで記載がありますが、次に6の正規職員、保育士のみならず、調理員等の正規職員を含むもの、7ページ目が、非正規職員の状況です。これは保育士や作業員等の経験年数の構成です。そして、4ページ目が8の地域子育て支援事業の実施状況、また9がその他の特別保育事業の実施状況、10がその他の利用料金、11がクラス編成となっております。

資料6—1、1ページ目に戻ります。2が対象となる施設の概要となります。1ページ目の3ですが、民間移管の予定日、こちら30年4月1日、4の応募条件です。先ほどの資料5—2でもございましたガイドラインで定めるところで、都内で6年以上、保育所の良好な運営実績を持つ社会福祉法人としております。

また、本市の募集などを行うときには、欠格事項を定めており、(2)のとおりです。

次に、2ページ目でございますが、5の民間移管に伴う運営等の引き継ぎ条件になります。こちらは、また先ほどの資料6—2の5ページ目になりますが、これが先ほどのガイドラインで定められた基本的事項が踏襲されるような形で作成しておりまして、例えば2の職員配置等の条件、これもガイドラインに定めがありますが、具体性が欠けておりますので、南保育所で置きかえた場合の具体的な職員数を募集要項に落とし込んで、明確にしたものでございます。

その次、6ページ目です。経験者の確保ということで、配置すべき施設長であったり、

主任保育士の経験年数の条件を示しております。

ウのところ、線で見え消しのような形になっておりますが、本来ガイドラインに基づいて、そのまま規定を置くと、ウも規定しなければならないのですが、ウとエを見比べた場合に、エの規定のほうが年齢別クラス担当保育士、いわゆる南保育所ですと、年齢別のクラスが6クラスあります。ウで私が見え消しで消しておりますのが、こちらで計算すると5人という規定になってくるので、エの規定のほうが高い数字を求めることとなりますので、ウは削除してエのほうを生かしております。

(3) から続く3の引き継ぎ・合同保育、4、三者協議会、5、その他の規定はガイドラインの規定をそのまま引用した条件となっております。

それではまた、先ほどの資料の6—1の2ページ目にお戻りください。2ページ目の6でございますが、財産の引き継ぎ方法等の概要を示したものでございます。この財産の引き継ぎ等の条件の詳細は、資料集に戻ります。資料集の8ページ、9ページ。資料A3でございますが、こちらが財産の引き継ぎ方法の方針を定めた資料となっております。これはまた、本市の財産の取り扱いの規定にも準拠して作成しております。

8ページ目の例えば1が土地の貸し付けに関する条件、2が建物の譲渡に関する条件、9ページ目の3が備品譲渡に関する条件となっております。

先ほどの資料6—1の2ページ目に戻ります。2ページ目の7です。応募登録書類の提出でございますが、その上に参考としてスケジュールの見込みを記載している表を掲載しております。直近の予定といたしましては、この募集要項を配布、公表開始、また〇印となっておりますが、6月11日、土曜日に開催予定の第2回の選定委員会終了後をめどに準備を進めておりますので、お含みおきください。

また、7月2日、土曜日に、事業者向けの説明会を実施するほか、事業者、応募意向のある事業者が建物や周辺環境の状況を確認するための見学会の実施も検討しております。

また、この見学会は8月にも実施できればというふうに考えておまして、まだ日程調整中のために、8月〇日というような形になっております。

そして、8月5日の金曜日、これは応募登録書類の提出期限となっております、全体のスケジュール感としては、年明けの平成29年1月ごろには最終選定の通知を行うというような形での段取りを組ませていただいております。

では、2ページ目から3ページ目にかけての7の応募登録書類の提出でございますが、今回の募集では、事業提案書類という書類の提出前に、応募数の事前把握をこちらとしても行いたくて、そのための届け出の提出期限を8月5日に設定しております。

その際、提出書類がすごくいろいろ集めるような、準備に時間がかかってしまうようなものでは、なかなか困ってしまうと思いますので、この届け出自体が事業者の負担を考慮して、資料の6—2に戻りますが、6—2の10ページ目の中央部分に記載してあるような提出書類、非常に簡便な形で書類の提出ができるようなものとして、一度応募登録をしてもらおうというような形で考えております。

こちらの提出書類の備考欄に様式1、2、3とございますが、先ほど資料6—2の10ページの3の提出書類の表の備考欄、様式1、様式2、様式3とそれぞれありますが、資料6—3という様式集を見ていただくと、2ページ目、左上に様式番号は付番されておりますので、様式1、3ページ、様式2、4ページ目、様式3というような形で様式集を作成しております。

このような形で、事前に8月5日まで、一度応募登録をしてもらおうような流れを考えております。

資料6—1にお戻りいただいて3ページ目です。3ページ目の8で、質疑及び回答として、この募集では応募者からの質問事項を一定期間受け付けた上で、一斉に回答を行うことを予定しております。

続きまして、3ページ目の9、設置運営事業候補者の申込書類の提出として、8月29日から9月9日までの約1週間程度受付期間を設けて、応募者からの提案書類を受け付けます。

なお、この申し込みに当たっての必要書類については、資料6—2の資料集に記載がありますが、このことについては、後ほど時間を頂戴して、最後のほうにご説明をしたいと思っておりますので、ここは一旦この要項に沿って説明を進めさせていただければと思います。

また、3ページ目から4ページ目にかけて、事業候補者の選定方法についてでございますが、こちらは当委員会の審査手続の規定となっております。詳細については、後ほど議題となっております選定審査の進め方についてということで、議題とさせていただきますので、この場では割愛いたしますのでよろしくお願いいたします。

4ページ目の下にも表を掲載していきまして、スケジュールの見込み、これは平成29年1月から民間移管を予定する平成30年4月までのスケジュールの見通しを記載したものとっております。

次に、4ページ目の一番下、引き継ぎ・合同保育というところから始まって、次の5ページ目までかかるものですが、こちらは先ほど若干触れましたが、保育内容の引き継ぎ、民間移管前の1年前から、平成29年4月から開始して、また合同保育については、平成30年1月から開始する予定となっております。

配置する職員とその配置期間については、資料6—2の15ページをお開きください。引き継ぎ・合同保育の実施方法として、概要をまとめております。1の実施方法については、先ほどご説明したとおりでございますが、2の配置する職員、こういったものを引き継ぎ・合同保育に充てるかというところを記載した表となっております。基本的には、施設長、主任保育士が平成29年4月から各1名入る形で、クラス担当保育士や栄養士、調理員、看護師は、30年1月から配置を予定しております。

続いて、この15ページ目の3でございますが、当然ながらこういった職員配置に係る経費が出てきますもので、それに対する財政支援を考えてまいります。

それから、16ページに、引き継ぎ・合同保育の狙いであったり、内容というものをまとめた資料を作成しております。

事業選定後において、このイメージに基づき、引き継ぎ・合同保育を進めさせていただきたいと考えております。

では、資料6—1の募集要項（案）の5ページ目にお戻りください。5ページ目の12は三者協議会について定めたものです。この三者協議会については、南保育所ですと、最長で平成30年3月31日に在籍していたお子さんが退所するまでは設置することとしております。

また、下の13の覚書の締結ですが、こういった三者協議会で話し合った内容などを担保するために、覚書の締結なども予定しております。

最後に、14でございますが、その他留意事項として、先ほど説明した事業者説明会であったり、現地の見学会の開催、応募に当たっての留意事項をお示したものとっております。

一旦、質問がございましたら、お受けしたほうがよろしいですか。

○委員長

今、大分資料を見比べながらということで、ご説明をいただいたんですが、6—1、6—2のところあたりで、この辺はよくわからないとか、ここはどういうことかといったところ、自由で結構ですので、ご質問いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○委員

資料6—2の資料A3、8ページ目のところです。財産の引き継ぎのことですけれども、よくわからないなということですが、2の建物の譲渡に関する事項ということで、(1)で建物は現状有姿、未登記のまま選定候補者に無償譲渡を行うと書いてあります。これ、基本的なところとかよくわからないというか、今、建物の登記はされているんですか。これは市の所有ということでしょうか。

○委員長

ご説明をお願いします。

○事務局

市の建物というのは、その建物の位置等を条例で定めて公布しておりますので、基本的には登記されていないことのほうが多いものと考えております。なお、土地については登記をしております。

○委員

そういうのは、事業者さんというのは、前提というか、そういうものという認識で応募されるかよくわかりませんが、登記がなくて、(2)で所有権移転登記後というのは、結局、売買契約でなく、無償譲渡だからあげますということですね。それに基づいて、事業者さんが自ら登記をするという感じになるのですか。

○事務局

そう考えております。

○委員長

ほかにどうでしょうか。ちょっと教えてほしいのですが、資料6—2の2ページに、府中市立南保育所施設情報詳細とあります。その中の実施事業の2番目に、特別保育事業その他関連事業で、(延長保育事業、地域支援事業)というのが今やられているんだなということで、拝見をしたんですが、同じ資料の4ページに行きますと、8番、地域子育て支援事業、地域支援事業の実施状況ということで、今の2ページの中の地域支援事業の具体的な中身が記載されているんだという理解でよろしいですね。

それで、もう一つ教えてほしいのは、今の2ページの特別保育事業その他関連事業の地域支援事業の前の延長保育事業というのが、どういうように、今行われているのかということですが、この資料には見当たらないように思ったんですが、そこらあたりはどうなんですか。記載しておいたほうが、もし現状はどうなっているのかということなの、地域支援事業はこうやって、園庭開放をやっていると、では延長保育はどういう延長保育をやっているのかということ、公資料としてちゃんと書いておいたほうが分かりやすいのではないかと、その辺はいかがでしょうか。

○事務局

確かに、そこはわかりづらいということで、今、ご指摘がありましたところを、表記するように検討させていただきます。

○委員長

後でご検討いただいて、応募者の方にとって、分かり易いかというような視点のところで、工夫をいただければと思います。ほかの皆さんで何か今までの資料6—1、6—2あたりのところ、何かご質問があればお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○委員

教えていただきたいんですけども、資料6—2のほうで、ページ数が6ページ、(2)の施設長は、社会福祉事業に15年以上勤務した者とありますが、これはどのようなお考えで15年に定めたのでしょうか。

○事務局

施設長が15年、主任保育士が10年とさせていただきます。こちらについては、先ほどのガイドライン、資料の5—2になりますが、資料5—2の2ページから3ページにかけて施設長の要件の規定があります。

また、主任保育士についても規定がありまして10年以上という形になっています。

ここについては、他市の状況を踏まえる中で、ガイドライン案を作成して、またパブリックコメントをさせていただく中でいただいたご意見等も踏まえて、この水準に定めさせていただきます。

○委員長

よろしいですか。施設長のお立場の方、非常に重要ですので、そういう意味できちんとしたガイドラインにのっとった形で15年以上ということが記載されているという説明でした。ほかに何かご質問ありますか。

○副委員長

一つご提案というかお願いと、一つ質問させていただきたいことがございます。

今、委員長の最初のご質問にありましたように、この募集が始まるのはいつでしたか。6月でしたか。6月から始まり、平成30年4月1日までの流れが多分盛り込まれています。今、いろんな書類をめぐりながら、あっち行ったりこっち行ったりしながら、皆さんご理解を深めていらっしゃると思いますけど、ご提案としましては、年表ではないですけど、全体の取り組みを俯瞰できるスケジュール表といいますか、例えば今年度、平成28年6月にはこれこれをすると、7月にはこれこれをするとかというのを、表の形に整えていらっしゃるのと、あっちとこっち、同じような文言があるんだけれども、実は意味合いが違うんだということを、より広くご理解いただけるのかなと思いました。そんなことを今思いましたので、お伝えさせていただきました。

もう一つ、お伺いしたかったのは、資料6—2の15ページの一歩下、引き継ぎ・合同保育に係る財政支援というところです。これは、要は、法人の方が南保育所のほうに、例えば園長先生の候補者の方とか、主任の候補の方がおいでになる。それから3か月間、しっかり合同保育を担っていらっしゃる。その間の、南保育所に係る保育者の方々の人件費について補助をなさるといえることですか。

○事務局

3の引き継ぎ・合同保育に係る財政支援についてでございますが、こちらは、上記2により必要となる人員の人件費と考えております。

○副委員長

これは、応募をなさる法人の方にとっては、もしかして、大変ありがたいことじゃないかなと。法人の方にしてみれば、キャリアのある方を、外にお出しになるわけです。南保育所を担っていらっしゃる方、力のある方をお出しになると思いますので、その方々をこちらが保障するというのを、ご応募くださる法人がこういった府中市の意図をちゃんとくんでくれたらいいなというふうに思いました。

○委員長

ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

○委員

先ほどと同じ財産の引き継ぎの関係なんですけれども、資料Aの関係ですけれども、資料6—2の8ページから9ページにかけて、2の(5)で建物に瑕疵を発見しても、損害賠償を市に請求することはできないというのは、瑕疵担保のことかなと思います。無償譲渡なので、そのあたりのリスクは、業者のほうで負ってもいいんじゃないというのは、わからなくはないですけれども、通常の居住用のマンションだとか、店舗だとかというのであれば、そのあたりのリスクは買い主のほうで負ってよというのも何となくわからないでもないですけれども、今回の場合は、子どもを預ける保育所、継続的に子どもがずっとそこに通うということで、市のほうも一概に瑕疵担保条件なしだよというので、本当にいいのかなというのがちょっと気になりました。

当然、土地は市の土地のまま貸与するということになります。市の土地の上に建つ建物の管理という形にもなってくると思いますので、20何年経過していますから、今から何か大きな瑕疵が発見されるという可能性はもしかしたら低いのかもかもしれませんけれども、万が一を考えると、30年までに何かなくはないと思います。

そのときに、業者はもう決まっているけれども、修理をするのはそちらでやってくださいねとか、瑕疵担保でしょうがありませんよということになると、そこはまた、法人のほうの財政基盤をもしかしたら揺るがす可能性も出てきちゃうのかなんていうふうに少し思いました。

当然議会の議決を経る必要があるということなので、概にここで決められる話ではないですし、市のほうで決められることじゃないとは思いますが、そのあたりの配慮じゃないですが、通常の建物をあげますよというのは、若干違うのかなという印象を受けます。

○委員長

今の件で、もし何か事務局のほうでご説明することがあればお願いしたいんですが。

○事務局

今、お話があったとおり、譲渡したからもう知らないよというのは、もちろんございませんで、市としても20何年間、建物を使用していて、問題ないという認識が前提で

ございます。万が一の場合、市は関係ないよというようなことにはならないのかなと思っておりますが、書き方としてどうなるかというところはございますので、そこはまた検討させていただきます。

○委員長

今、〇〇委員のご指摘のところの、例えば（７）のところ、譲渡契約書の中に、場合によってさまざまな形の話をしていながら決めていくということに、より合法的な根拠に基づきながらやっていくんだらうなというふうには思っております。いずれにしても、実際の具体的な進行の中で、またそういう問題が出てくるとしたら、この中で、ご議論いただくということで、現段階ではよろしいですか。それでは、残りの資料のご説明を事務局よりお願いいたします。

○事務局

資料６―２です。資料６―２の２２ページをお開きください。この要項を作成する中で、南保育所の現在の職員から、民間移管に伴う思い、職員が大事にしていることも資料にまとめて、募集要項としております。その紹介と、引き続き、２４ページから２８ページにかけて、保護者の方に実施した、〇〇委員にもご協力いただいたものかも知れませんが、アンケート結果をまとめております。これも一つ、事業者が手を挙げる上でも、是非とも参考にしてほしい情報と考えております。

最後に資料集の様式集、６―３に移る前に、資料６―２、先ほどちょっと割愛したページがございまして、資料の１１ページ、資料Ａ５となるものでございますが、今回事業者の募集をさせていただいて、事業者が事業提案書という形で多くの様式を出していただくのですが、その書類が何かというものを、定めさせていただいているものです。それが１２ページ、１３ページの資料となります。この辺のものを事業候補者が応募に当たって用意してもらいたいと考えているものです。

申込者はもとより、法人に関する書類であったり、財務状況に関する書類であったり、現在運営する保育施設の状況であったり、それ以外にも最後に移管後の事業計画、この辺を出していただくことを想定しております。

また、この資料の表の右側に、備考欄（様式・注記）として様式を記載しています。様式の４から始まって、様式１１まで、それぞれ記載がありますが、それが最後、資料資料６―３の５ページ目から始まりまして、５ページ目が申込書兼誓約書、６ページ目が提出書類チェックリスト、ちょっとこれは作成中なのですが、進んで７ページ目が事業者の概要書、８ページ目、９ページ目が法人の役員一覧、また法人の財務状況についてを問うもの、１１ページ目、１２ページ目が指導検査、所轄庁による指導検査の結果を問うもの。そして、１３ページ目が履歴書のフォーマット。また、１４ページ目、１５ページ目、１６ページ目、１７ページ目が現在運営する施設の状況について問うものになっています。そして、１８ページ目、１９ページ目、２０ページ目、２１ページ目、２２ページ目、こちらが自由記載欄になっておりまして、今運営する施設の、法人事業者が運営する施設の理念であったり方針であったり、０歳児の保育内容や環境であったり、食育についてであったり、また特に力を入れていることなどを問うものになっております。そして、続きまして、２３ページ目以降、３１ページ目まで、また自由記載欄が続くのですが、ここでは、南保育所の移管を受けた後の保育所の運営について問うております。応募動機であったり、運営の基本的な考え方であったり、保育内容であったり、給食について、アレルギー児対応を含むもの、また児童職員の健康管理について、

また施設環境・衛生管理、安全対策・事故防止について、あと保護者との連携、地域との連携、地域子育て支援について、また保育の質、専門性を高める取り組みについて、延長保育等の特別保育事業について、特別配慮を要する児童や家庭の対応について、保護者負担（費用徴収を含む）に対する考え方、法令遵守・個人情報保護の取り組み、今後の保育所整備について、民間移管に伴う引き継ぎ・合同保育等についてということで、31ページまで進みましたが、以上のことを問うて、自由に記載を求めてまいります。

そして、32ページ目以降が、様式10になりますが、こちらも民間移管後の南保育所の職員配置がどうなるかということを知っています。まず、施設長の人物像であったり、施設長の候補者、具体的な候補者が現時点で提案できる場合は、履歴書も含めて、提出を求めたいと考えておりますが、主任保育士も同様にそのような形で記載を求めております。

また、その他職員ということで、職員配置に当たっての考え方であったり、職員確保の方策を問うもの。そして最後、34ページ、35ページに具体的な職員数の提案を求めるとなっております。

最後、36ページ目が事業の収支計画について3か年分の1年度分のフォーマットになっています。

一応、様式集についてまで触れましたので、以上が資料6-1、6-2、6-3の資料の説明となります。

○委員長

いかがでしょうか。6-2の、特に終わりのほうの保護者アンケート集計結果とか、あるいは職員の側のご意見、それから今の様式集のさまざまどころも一通りお示しいただきました。いかがでしょうか。

○委員

この様式集は実際に出されて、私たちが目にするものです。どのぐらいの期間、私たちは、これを目にできるのでしょうか。保育内容とかを、私たちも現場の保育士だったものですから、その辺は精査したいという思いがあるので。これは一次審査になるんですね、この様式が。見れるのかなと思うのと、引き継ぎと合同保育のところなんです、やっぱり保育士の、一番親御さんたちも心配しているのは、すんなりと民間に移行できるようにということが、一番だと思うので、合同保育と引き継ぎなどに関しても私たちも考えていかなきゃならないかなと思ってます。これはただの意見です。ただ、応募書類はどのぐらい見れるのかなという思いがありまして。

○委員長

今の件、事務局で、まずどのぐらいの期間、書類が見られるのかというふうなことが一つ、もしわかれば教えていただきたい。

○事務局

こちらの資料6-1の2ページ目に、参考で事業候補者選定に向けた応募審査スケジュールという表がございます。こちらで今想定しているものになりますと、9月9日の金曜日に申込書類の提出期限とさせていただいておりますので、ここで全ての書類が出そろった形になります。その後、11月上旬に一次審査の結果通知を想定しておりますので、その間に審査を行う場合、先ほどの資料4、こちらが審査会のスケジュールとなっ

ておりますが、まず第3回の10月1日、これに至るまでに書類を確認いただき、10月下旬に予定している第4回までは書類審査ができるものと現状では考えております。とはいえ、第4回ではある程度、審査結果をまとめたいところがございますので、あくまで現時点の想定であり、今後、スケジュールの精査が必要なものと考えております。

○事務局

補足です。審査のボリューム感がかなりあるものと考えておりますので、今のスケジュール感でいくと、多くの期間は、恐れ入りますが設けられない状況にはあるものと考えております。

○委員長

ありがとうございます。今のご説明でいきますと、9月9日は金曜日ということになるので、恐らくその休み明けの12日ぐらいから2週間かその位が目途かと。10月1日が第3回のご予定なので、その辺は連絡を密にさせていただきながらということだと思いますが、今のご説明からはそんな感じかなと思いますが、よろしいですか。

○事務局

第3回が10月1日ということで予定しており、その前の9月9日に書類が全部集まりますので、その間、3回目をやる前に、私たちも書類を精査する必要があります。少しでも長い期間を設けたいと考えておりますが、その後の流れは今後検討させていただきます。

○委員

私も意見ですが、一番心配しているのが、さっき〇〇委員さんからもお話がありましたけれど、引き継ぎと合同保育の実施というところですね。資料では引き継ぎと合同保育のイメージというのがありましたけれども、内容とか非常に細かく書かれていますので、ああそうなのかなと、すっと落ちる部分があります。ただ、クラス担当保育士については、30年1月から3月、週5日で3か月間ということで、年度末の1月から3月、非常に業務も忙しくなる中で、狙いとしては30年3月にいかに保護者の方も子どもたちもうまく着地するかというところが大きなポイントだと思います。その辺の配慮部分はどうか。職員会議等の記載もありますけれども、引き継ぎの中の大人数の保育士たちと施設長たちと、うまく着地するための持っていく方は非常にこれを見てわかるのですけれども、若干うまくやっっていけるのかなというのを、少し感じました。

○委員長

ありがとうございます。ご経験のお立場から見た率直なお気持ちだと思います。そこらあたり、関連して委員の皆さん、ほかにご意見とかご要望などありますでしょうか。

○副委員長

私自身が引き継ぎ保育にどっぷりつかったことはございません。ただ、その前後に園に出向いたり、それから合同保育、引き継ぎ保育を無事に終えた法人の方からお話を伺うことがありますのでそのことをお伝えします。

保育園というのは、100園あれば、100の個性があるので、私が何か申しあげたからといって、あのとき、〇〇はこう言ったじゃないかというのは、言えないのですけ

れど、ただ、確かなことは、子どもたちは大丈夫ということです。すごく不思議ですけど、子どもたちは大人をととてもよく見えています。ですから、新しくおいでになった法人の保育者の方々のご様子を、物珍しいですから大人は、新しい大人を見て、じっと見つめていて、それを新しくおいでになった法人の保育者の方々が、穏やかに前向きにしていらっしやると、子どもたちは大体落ちつきます。

今まで私もものすごい振り幅の状況を見てきましたので、こういうものを議事録に載せていいかわかりませんが、引き継ぎが始まった、合同保育が始まった初日に、新しくおいでになった法人の先生方の前に公立の先生が立ちはだかり、「子どもたちは、今、人見知りの時期ですから、ここから先入っては困ります。」ということになって、心情的なトラブルになった事例もあります。

そうかと思うと、これは都内の例ですけれども、合同保育の前日に、2歳児クラスだから、順次3歳になります。その子たちを前に集めて、「明日から新しい先生がいらっしやいます。そんな先生たちと私たちは一緒にこの園でみんなと遊びます。だから新しい先生たちとも仲よくしようね。春になって、暖かくなったら、今度新しい先生がみんなの先生になる。みんなの先生は、みんなのことをしっかり守ってくれるから大丈夫だよ。」ということをお伝えになった公立の園の先生方もいるのです。

確かに〇〇委員がご心配なものも、本当に痛いほどわかるのですが、ここは大人の知恵と見識だと思えます。保育園って忙しくなれば、いくらでも忙しくなっちゃいますし、言いたくないですけど、はっきり手を抜いている公立園もいくらでもあるんです。

でも、これだけ熱心な所長の先生方がいらっしやり、今、背筋を伸ばして聞いていらっしやる現所長の先生もいらっしやるような南保育所は、さぞかし非常に有能な先生方がおられるかと思えますので、その先生方が誠実に新しい方々の開襟を開くというのですか、そういう姿勢をお持ちになれば、この事柄そのものをご覧になると、ご心配の種は尽きないかと思えますけれども、要は保育というのは、人間がなす営みですので、必ずや乗り越えられるのではないかと思います。

非常に、何となく肩のあたりが震えるお気持ちなのかなと思うのですが、私は最初に申しあげたように、こういった移管に決して賛成ではありません。ただ、こうやって踏み出してしまった以上、我々大人が子どもたちを守るために何ができるかな、そのために私がこれまで見聞してきたことを、神奈川県内の事例だけではありません。都内でも事が起こりましたし、あと穏やかにいっている他市の事例とかいろいろなところから入ってきます。

実際、私は区部の仕事をしていますので、そこで23区の先生方の話も聞きます。

その中で、何とか皆さんのお気持ちの折り合いどころを見つけられればと思ってここにおりますので、すみません、別に政治家の施政方針演説ではないですけど、そういったお気持ちでどうか歩み寄っていただければなというふうに思いました。

もう一つ話をしてもいいですか。全然違うんですけど、法人が出される書類のことについてです。

様式集、資料6—3の18ページから、現状の運営施設・事業概要書Ⅱというのがあります。保育理念、保育方針、保育目標、この辺は実際に文言で書いていくものです。保育所の特色についても、まずは文言で書きます。

ここから以後、0歳児保育、1歳、2歳、3歳、今の南保育所を考えれば、基本的には3歳まででしょうけれども、私としては、4歳、5歳の保育もお願いしたいと考えています。保育園の先生方がすごいなと思うのが、例えば先生方が0歳の子どもを前にしていても、先を見通していることです。

10年ぐらい前に、不登校の本をつくったことがあって、そういう大会に足を運ぶと、中学生の分科会に保育園の先生方もいらしているのです。すごく突然のエピソードですけど、私非常に驚いてお話を伺ったら、就学前を担っている私たちが何をどうすれば、悲しい思いをする子どもたちの姿を見ないで済むか、そのために不登校の現実と直面した親ごさんたちの声を聞きにきたとおっしゃっていました。ですから、そういった形で、4歳、5歳もお入れになったらいかがかなと、これはご提案です。

もう一つ、本当にお願いですけど、3歳以上児の保育内容及び保育環境について、まさに〇〇先生のご専門だと思いますが、美しい言葉っていくらでも言えちゃうと思っています、私は。

そういうのを、わあっと書けちゃう人もいます。でも、それで一次審査を通過して、その園を見にいったら、みんなで声に出せない声で目が合うことがありました。この後、どういうふうなスケジュールリングがあって、今もおっしゃっていましたが、第一審査で、例えば何法人かたくさん応募があって、第一審査をもって、恐縮ながら振り分けさせていただくようになった場合には、説明が長かったですけど、ここにお写真をそれぞれ載せていただいたほうがいいかなと思います。

例えば0歳児保育室で、保育士の真ん中にスリッパが裏返しにあった写真を平気で送ってくる法人がありました。その辺でデリカシーがわかるものです。デリカシーであり、かつ〇〇先生とか先生方のご専門の保育の本質というのが、環境等で必ず見てとれます。

もう一つお願いがあります。その場合、園の写真を送ってくださいというと、特に今どきは美しい園舎をお建てになっている法人があります。そういうところは、建築写真みたいに送ってきます。おおっと思います。でもそれは子どもがいません。そうすると、とても立派な園舎の中で、一体子どもはどうやって遊ぶのだろうと思ったりします。

本当に木造の大丈夫かなというような保育園でも、子どもたちがわあっと遊んでいるような写真を送ってきてくださると、そこでほんのたった1枚の写真でも、さすがに保育の現場にいらした先生方って、そこから子どもと子どものかかわり、それから担任の先生がどこにいらして、どういうふうにいるかと、読み取れるものです。ですから、特色、環境、保育内容をもし確認するのであれば、文字量は少なくても、もちろん書いていただいてもいいのですが、その同じところの対向ページというんですか、そこに子どもたちを入れてお写真をというふうにお願いなさってはいかがかと思いました。

こうやっているともちろん先方様は、多分肖像権とか個人情報とかってあると思うのですが、そういうところで個人情報を言われていたら、こちらは一次審査の書類を見ることができない。建物だけを見せられてしまいますので、そういうふうにしていただけたらいかがでしょうか。

○委員長

今、いろいろと具体的にご意見をいただきましたので、今後、選定に至る問題あるいはその後の引き継ぎ・合同保育の中で、どういうところを焦点化すべきかというのは、また整理しながらやっていく必要があるかなというふうにお話を伺いながら感じました。

先ほどの資料集に対する引き継ぎ等のこと、それから時間を十分取っていただきたいというご要望も含めながら、もう一度確認したいのは、資料集の22ページ以降に市立の南保育所の先生方から大切にしたいこと。それから24ページ以降は、保護者からのアンケートの集計。それが応募してくる法人さんのほうに提供されるわけです。

それを踏まえて、どういうふうなこれからなさろうとしていくのかということ、やはりちゃんと一次審査の段階から、書類をきちんと見ていくという。そのための時間も

できるだけ確保していきたいし、場合によっては、今の〇〇委員さんの最後のほうの話のところは、プレゼンテーションとか、そういうことにかかわることではあるとは思っているので、一つ一つでき得る時間を確保するようなスケジュールをお考えいただきながらかなというふうに思っております。

いずれにしても、選定委員会というのは、選定をすることが第一の任務なわけですが、例えばその経過の中で出されてきた問題点として、こういうことを配慮してもらいたいみたいなことを委員会としては伝えたいということが、この中でもし出てくれば、そういうことも整理ができるのかなというふうにも、聞いていて思いました。

あと、今の事務局のほうからの資料提供についてのご質問等あれば、もうちょっとお出しいただければと思います。

○委員

資料6—3の様式集、事業者に出していただく書類の参考があるのですが、子どもを預ける親の立場からすると、確かに法人がどういう視点のもとで保育を今までやっているのか、今後どうしていきたいのかというところを書いていただくというのは、すごく大事だと思うのです。

そこに書かれていることが、恐らく本施設の長であったり、主任の先生だったり、個々のクラスの先生方にも思いは伝わっているものということと考えていいのかもしれないですが、ここの様式集の中ですと、実際に子どもはどのような先生に見てもらおうだろうというところが、何か少し見えにくいという気がします。

ですので、それを親の立場からすると、経営者の顔はわかったよ。だけど、実際の先生はどのような先生方なんだろうというところが、書類という形で出してもらう性質上、なかなか難しいのかもしれないですけど、写真というお話がありましたので、そういう方法でもいいですし、あるいは二次審査の過程の中で、現在どういう形で保育されているのかというのを見に行くというのもいいでしょうし、何か現場で子どもを担当している先生方がどのような先生方なのかというのを、知る機会というのが、手続上あってもいいのかなという気がしました。

○委員

二次審査で実際に行きますよね。

○事務局

委員の皆さん全員で行けるかというのはスケジュールの都合上で分かりませんが、今お話のあったとおり、どういう保育士さんであるかというのは、今現場でどのような保育をしているかを見るのが一番だと思いますので、2次審査の現地調査で実施できればと考えております。

○委員

例えば、今いろいろ施設の長あるいは保育士の資格とかあるとは思いますが、経験としてそれだけ長いよというのも一つの要素なのかもしれないですけど、同じところにずっと働き続けるのが果たして本当にいいことなのかどうかというのはわからないですけど、余り、従業員という先生方の回転が早いというか、そこら辺の情報がわかるのでしょうか。何か要望として、この園での経験というか。例えば保育士としての経験は何年もありますよ。だけれども、ここの法人で働いたのは何年しかありませんとか、

いろいろな事情はもちろんあると思うんですけど。

○委員長

ありがとうございました。今のご指摘、すごく大事なところだと思うんです。後でまた、事務局と相談をさせていただくような扱いにしてもらえればと思うんですけど、要するに同じ経験をして、その法人でどういうふうな経験をしている先生たちなのかということが、ある程度数字上の問題でも把握できるとベターなのかなというふうに聞いていて思いました。

それと、もう一つは、例えばその法人の中の、一部のもちろん職員ということだと思いますが、こういう考え方で自分たちは実践しているんですというふうな、そういう保育関係の組織とか団体が募集するような実践報告みたいなのも時々あるんです。

そういうものを、別に義務づける必要はないんですが、自分の園の保育をよりわかっただけのような関連する資料があれば、出してくださいみたいなことは、ちょっと進んだ段階であったほうがいいかなというふうに思うんです。

その辺はまた、委員の皆さんと次回以降、もうちょっと要望を出し合いながら、盛り込めるようにしたいというふうに思いますが、よろしいですか。

ほかに、今までのこと、何かありますか。次の議題の選定審査のほうに進んでよろしいですか。事務局よろしく申し上げます。

(次第6 議題 (4) 選定審査の進め方について)

○事務局

選定審査の進め方について、資料の7をご覧ください。こちらの資料で進めさせていただきます。選定審査の進め方の大枠といたしましては、資料5—2のガイドラインに定められておりますが、より審査の方法を具体化したものが、こちらの資料の7となっております。

まず、資料中の1、第一次審査（書類審査）として、本年10月に開催予定の第3回、また第4回の選定委員会において審査を行いたいと考えております。

なお、この一次審査では、応募者から提案があった書類について、評価を行うこととなりますが、その際の評価基準や配点につきましては、6月11日、土曜日の第2回の選定委員会において審議を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、1の②にもございますが、財務関係の書類についても先ほどの公募要項に基づき、求める形となりますが、公認会計士等の専門家にも審査を依頼し、その評価を参考にすることを予定しております。

次に③、こちらの規定の趣旨でございますが、ガイドライン、先ほどの資料5—2のガイドラインの規定により、一定の水準に満たない事業者は選定しませんということで、ガイドラインにもうたっております。

現時点の案としては、それを具現化した形で満点の約6割の選定、そこを選定ラインとさせていただいて、それに満たない事業者については選定しないというような方針が③の趣旨としております。

④につきましては、申込者が仮に多数ございますと、その後の審査、現場にも行かないといけない。しかしながら、全てに行かなければいけないとなると、スケジュール的に難しいところもございます。

その上、面接などのスケジュールもございますので、応募事業者が4法人以上あった

場合は、3法人に絞らせていただくような形で考えておるといものでございます。

また、続いてこの資料中の2、第二次審査でございますが、(1)といたしまして、実地の調査を予定しております。現時点ですと、11月の下旬から中旬を予定しております。事業者が現に運営する保育所の通常の保育の状況を確認するためにも、土曜日ではなくて、平日での実施を予定しております。

また、委員さんも非常に皆さんお忙しいと思いますので、②のとおり、委員長が指名する2名以上の委員さんでこの調査を行う。その結果を評価の参考とするような形での審査を考えております。

そして、またそれに加えて、2の(2)面接審査でございますが、これは実地調査後、11月下旬に行う予定の第5回選定委員会において応募事業者から事業経過の概要について説明を受けたいと考えております。応募事業者の理事長や理事のほか、この面接時点で施設長や主任保育士の候補者が具体的に提案できる場合は、その出席を要請することとしております。

またこの面接は1法人おおむね1時間以内を想定しております。出席者は各事業者4名以内をしたいと思います。

このほか、資料7には記載してはおりませんが、先立って行われた実地調査の状況について、第5回の選定委員会において派遣委員の報告を行いたいと考えております。

最後、2の(3)の総合審査でございますが、一次審査の書面審査のほか、二次審査で実施した実地調査や面接審査などを踏まえて、総合審査を行うこととしております。

一次審査の同様に、現時点での案としては、満点の6割を選定、不選定のラインとさせていただきます。それに満たない事業者は不選定という形で考えております。

最後に、12月中旬から下旬の間で開催を予定している第6回の選定委員会において、今回諮問に対する答申として、選定委員会としての事業候補者に順位表を決定していただくことを予定しております。

また、その答申を受けて、市長が最終的な事業者を決定するという流れを考えております。

資料の一番下に米印で付しておりますが、一次審査、二次審査の評価項目、配点等の評価基準については、今後の6月11日、土曜日開催予定の第2回選定委員会において審議を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。ただいま資料7に基づきまして、選定審査の進め方についてご説明がありました。

○委員

まず、第一次審査、③のところ、選定しないものとするというか、全く選定されない可能性もあるということですね。そうすると、また公募するみたいなことがガイドラインに書いてあったと思いますけど、最終的に、どこか大丈夫だろうなというような気がするんですが、手続上はどれも選定されないという可能性はあるということですか。

○事務局

万が一、そういうことになれば、再度公募というような、流れとしてはそういうことになります。

○委員

そのときに、例えば再度となったときに、一度落ちたところも、また応募できるという形になるのですか。

○事務局

そこまでの、まだ細かいところはハッキリと決めておりませんが、そういった条件もこうした委員会で改めて詰めていくものと考えております。

○委員

例えばこの部分が弱いから、その部分を補ってくださいねという形でどうのこうのというのは、ありなのかなという気がするのですが、そこは手続がどうなっているのかよくわからなかったのがまず1点。

それから、4法人以上あった場合、3法人に選ぶということですけど、選び方、単に得点が高い順で本当にいいのか。1人、2人の評価が高くて、ほかは実は全員4番目だったということも、当然あると思います。ほかは、例えば、3番目と4番目をどう選ぶかということだと思えるのです。一番の問題は、その決め方がどうなっているのか、既に決まっているのであれば、教えていただきたいと思えます。

○事務局

選定の決め方については、今、委員からもご意見いただいたことなども踏まえながら、まだ確定はしていませんので、例えば高い点数を付ける委員と、厳しい点数を付ける委員がいた場合、バランスがとれないようなことも、もしかしたら想定されることもあると思いますので、その辺、委員さんの意見を踏まえて、2回目の資料としてお出しできればと考えています。

○委員長

よろしいですか。次回のところで、評価基準等について、また検討を重ねるということですので、委員の皆さんがご自身の考え方を表明しながら、こういう基準でいかどうかというのを、ここでよく議論して、その中の一番合理的なというか、ベターなものを、このメンバーで共通の認識に立って決めるということになるんじゃないかなというふうに、私は思っております。

ほかはどうでしょうか。この選定審査の進め方、結構重要な段取りだと思います。いかがでしょうか。

面接審査とか実地調査等についても、いろいろ皆さんよくお考えいただいて、果たして委員長が指名する2名でいいのかどうか、そういうご意見もおありだと思えるのです。

ですので、率直にまた少し次回以降、ご議論いただきながら、より公正な選考の仕方、あるいは手続ということについて、非常に難しい面もありますけれども、みんなで考えていくことなのではないかなというふうに思っております。

資料7のところ、よろしいですか。資料7以外の全体を通して、ちょっと言い忘れてしまったとか、もし何かありましたら、時間とりますので、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。

先ほど、委員さんからいろいろご意見がありまして、今後の全体的な開催日程の中で、何をどういうふうにするかというところは、第2回のときには、日程ももちろん含めて

ですけど、もう少しわかりやすい形でお伝えできるように、委員長としても、事務局と相談いたしますので、今後のことについては、そんなふうになるべく、まず委員さんの皆さんが、いつの段階でどういうことをやるのかというところをはっきりつかみながら、残されたあと5回の委員会にお力添えをいただきたいというふうには思っています。

何か全体を通して、言い忘れたというふうなことがもしありましたら、お願いしたいのですが。

○委員

もしかしたら、どこかに書いてあることなのかもしれないですけど、この委員会は、非公開という位置づけになるのですか。傍聴はないですか。他の委員会とかは割と傍聴が可能であったりしますが、非公開ですよ。

○委員長

率直にこの中ではいろんな意見を言っていて、そのことは、もちろん記録としては事務局に残してもらいますので、よりいい選考にちゃんと到達するように、遠慮なくいろんな角度からご議論をしていただきたいというふうに思っておりますが。

○委員

多分、私の子どもは南保育所とかかわらなくなるのですが、同じまちに住んでいて、小学校になったらもしかしたら出会うであろうお子さんたちが通う保育園のことなので、ここでの話をどういった形で今の保育所の方というか、父母会の中に落とし込めるものなのか。そこら辺も非公開だと、何をどこまで話していいかというのもわからないので、公開だとすれば、こういう形でやっているんですけどね、と聞きやすいのなど、少なくとも何を議論しているのか、手続きは保証されると思うので。

○委員長

その辺の説明を事務局お願いします。

○事務局

今回、事業者を選定する中で、事前に公募要項等の情報が漏れると、公正性、公平性に欠けるという部分もありますし、法人の経営情報も扱う、また、それぞれの委員のお立場もあるなかで自由な意見交換に支障が生じることになりかねないとの考えのもと、本市の類似の取組なども参考に非公開としております。

しかしながら、南保育所の現在の保護者の方たちが、この選定について、気になる部分もあるのかなと思っておりますので、この中での議論であったり、お出しできるものについては、私たち市のほうから、何かチラシなのか、わかりませんが、そういった形でのお伝えはしていこうと思っております。

父母会の代表というところで、どうだったとかと、もしかしたら聞かれるようなこともあるかと思うのですが、事務局としても、出せるものは出せますし、なかなかご判断もできない部分もあるかと思うのですが、市のほうから何か連絡があるらしいよというようなことを言っていただくのは問題ないかなと思っております。

なかなか我々もどこまで公開できるかというのは、ここでは決めかねる部分もありますが、一応、何らかの形では返していこうと思っております。

○委員

できるのであれば、私たち委員から何か伝えるというよりも、市のほうから積極的に南保育所の父母の方あてに現在の話せる内容を伝えていただけると、よろしく願います。

○委員長

府中で子どもさんを保育所に出しながら、そうやって子育てをされてきている。そしてまた、これからのことも踏まえながら、そういうお立場のご意見というの、ぜひ遠慮なさらずにお出しいただきたいと思います。

また、今、事務局からありましたので、関連する保育所とのかかわりとか、お伝えの仕方は、きちんと相談しながら、必要に応じてやっていただくというようなことも、この中では報告しながら進めていければというふうに思っております。

ほかに何かありますか。

○副委員長

今のご発言に続いてなんですが、実は私自身も戸惑っております、一応お伝えいたします。委員の匿名性というところからして、ここにいる人たちすらも、秘匿されているのかなというところに、非常に戸惑いを覚えています。

既にこの取り組みは当然オープンになっていて、ウェブサイトでもガイドラインを示されていて、この事業がスタートしているということは、市民の方はご存じ。でも、ここで誰が加わっているか、誰が発言しているかもわからない状態で、何かが進んでいるわけです。その事業に対して、以前のパブリックコメントが200も意見が来た。それはダストボックスをどうするかというのと同じぐらい、言ってみれば、ダストボックスというのは、非常に皆さん「おっ」と思ったかもしれませんけれども、それぐらい身近な問題というふうに思ったでしょうし、今度の保育園のことについては、皆さんもっとさらに逼迫して、我が子のことであり、私も近所の子ども、すごく大事な子たちばかりですから、その子どもたちのこととなれば、200は少ないぐらいだなと思ったのです。

私の名前を出せということではないです。でも、例えば〇〇先生を委員長に仰いでいるということからして、やはりこの委員会の場がどれだけ誠実に運営されているかということも、私非常にご信頼申しあげている先生ですので、私自身のことを言って申しわけないですけど、そう思ったりするのです。

要するに、何が言いたいかということ、大事なのは風通しです。最終的に大変な思いをなさるのは事務局の方なので、我々は選定が終われば解散です。市民の方々との信頼関係の問題ですので、非公開になさることのメリットとデメリット、それから議事録だけでも、公開することのメリットとデメリットを、もう1回ご検討した方がよろしいのではないのでしょうか。

議事録も、当然固有名詞などは、今後法人の名前が口に出ると思います。それはやっぱりいろんな意味で差しさわりがありますから、ほかのどの行政でもオープンにしていらっしゃるかもしれませんが、議論の推移といいますか、例えば本当に貴重な参加者でいらっしゃる保護者の方からこういうご意見とか、あと所長経験者の視点からの意見というのは、それこそ市民の方が待ち望んでいる声ではないかと、私も、市民として思うので、それこそ皆さんのために大切に取り扱っていかれたらいいかなというふうに思いました。

○委員長

今のさまざまな匿名性云々の問題については、市のお考えに基づいて始まったことではありますが、そういう意見が出ているということについては、今後また留意をいただいて、いろんな会のあり方ということも、事務局なりにお考えいただきたいということだけお願いをしておきたいと思います。

ほかに何か、全体で、今のようなことでも結構ですので、いかがでしょうか。

○委員

今ふと思いましたけど、委員を匿名でやるというのは、例えば事業者との関係性じゃないですけど、委員の名前がわかると良くない、ということでしょうけど、議論の過程というのは、オープンにしたほうが、どういう議論の結果、この事業者になったのというのが、少なくとも知る機会じゃないですけど、あったほうがいいのかなというのは、一市民としても思います。

○委員長

その辺はまた、事務局でもご検討いただいて、そういう市の今後のことについて、こういう立場の人間がきちんと時間をかけて、結論を出そうとしてきていることは確かかなわけですので、いつどういう段階でそれをオープン化するかしらないかということもあるかもしれないし、私は別に、どういう段階であっても、個人的には構いませんけれど、ただこういう問題というのは、非常に微妙なことがありますて、さまざまな邪道を言う法人さんがあの先生はこうやって間接的にかかわっているんじゃないかとか、そういう話が次から次へ出てくるという危険性もまた逆にあるわけです。

多分そういう意味で、匿名性というふうな配慮をされているのかなと私は理解をしています。

いずれにせよ、ここの場所は今みたいな問題も含めて、率直に意見を出し合いながら、情報をどうしていくのかということも大事で、南保育所の新しい法人さんがしっかり担ってやっていただくことが第一のことなので、それに資することであれば、場合によったら、そういうあり方も考える必要があるかもしれないと、聞いていて思いました。

よろしいですか。また今後もどういう形でも結構ですので、今のようなお気持ちなど、率直に出していただいたほうがいいかなと思います。

一応予定されているのは以上なのですが、その他で、事務局何かありますか。

(次第7 その他)

○事務局

それでは、事務局より3点お願いがございます。

まず、1点目でございますが、次回は6月11日、土曜日、こちらのほうでは、審査の基準であったり、評価の配点であったり項目であったり、そういうものを主に論点として考えてご審議いただければと考えております。

本日、そのもととなる要項(案)というものをお諮りさせていただいておりまして、今日出てきたご意見以外で、何かお気づきの点などがございましたら、次回の審議内容とかにも影響といいますか、考えなければいけないことも出てくるのかなと思いますので、大変恐縮ですが、5月30日の月曜日までに事務局までご連絡いただきますようお願い

願いいたします。

2点目ですが、現時点では、本選定委員会は非公開とさせていただいております。ただ、本市においては、会議録をしっかりと保管しておく関係で、後日、議事録の確認をお願いしますのでご承知おきください。

3点目ですが、先ほども触れましたが、次回の会議の開催日程でございますが、第2回選定委員会については6月11日の土曜日、午後1時30分から、場所を変えて、市役所北庁舎3階第1会議室にて開催する予定です。よろしく願いいたします。

本日と会場が変わって、大國魂神社側の市役所のほうの建物になりますので、ご注意ください。

事務局からは以上でございます。

○委員長

それでは、第1回選定委員会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(閉会)